

## アドベンチャートラベル関係事業者招請事業業務委託公募型プロポーザル企画提案募集要項

### 1 事業目的

本事業の目的は以下のとおり。

- ・釧路市及び弟子屈町(以下「当地区」という。)において、「地域の稼ぐ力」として、アドベンチャートラベル(以下「AT」という。)の定着化を推進すること
- ・AT を取り扱うバイヤーやメディアなどのAT関係事業者及び AT 旅行者における当地区のAT ディスティネーションとして認知度を向上させること
- ・本事業終了後の販売が十分期待される当地区のストーリーを活かした、個性的で商品力の高いAT ツアーを企画・催行すること
- ・当地区におけるAT 商品の企画、催行等に必要となる体制の強化等を図ること

### 2 業務内容

「要求水準書」参照。

### 3 実施期間

実施期間は、契約締結日から2024年(令和6年)2月29日までとする。

### 4 参加資格要件

- (1)公募型プロポーザル方式に参加することができる者は、単独企業又は複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。
- (2)単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
  - ア 日本国内に本店、支店または営業所を有していること。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
  - エ 法人税(国税)及び法人住民税(本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税)並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
  - オ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。
  - カ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 5 企画提案に係る手続き

### (1) 提出書類の作成及び提出方法

#### ア 提出書類及び期間

告示 4-(1)-ア参照。

#### イ 提出部数

- ・企画提案書及び企画提案概要 正本1部 副本10部
- ・その他の提出書類 各1部

#### ウ 提出先

水のカムイ観光圏協議会認定観光圏整備事業者  
一般社団法人釧路観光コンベンション協会 担当:福永  
郵便番号 085-0017 釧路市幸町3丁目3番地  
電話:0154-31-1993 FAX:0154-31-1994  
e-mail: mail@kushiro-kankou.or.jp

※本プロポーザルに関する質問は、電子メールまたは FAX でのみ受け付ける。

#### エ 提出方法

告示 4-(1)-イ参照。

### (2) 企画提案書の提出にあたっての留意事項

ア 企画提案を説明する補足資料を添付する場合は、A4判5枚以内とする。

イ 企画提案書及び関係書類提出後は、原則として内容の変更はできない。

ウ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。

エ 副本10部については、提案事業者を特定できる表現(たとえば、会社名など)はすべて黒塗りにするなどして特定できないように加工すること。

### (3) 失格条項

企画提案者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書等(以下「参加表明書等」という。)を無効とし、その者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 提出書類が提出期限までに提出されない場合。

イ 提出された書類内容に虚偽の記載があった場合。

ウ 本募集要項4に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。

エ プレゼンテーションに参加しなかった場合。

オ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。

カ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

キ その他、本募集要項の定めに反した場合。

ク 本件に関して不正行為等があった場合。

(4)その他

- ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。
- イ 参加表明書等の作成など一切の費用は、提出者の負担とする。
- ウ 水のカムイ観光圏協議会認定整備事業者一般社団法人釧路観光コンベンション協会(以下「当協会」という。)は、提出された参加表明書等について、提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された書類は、返却しない。

6 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1)質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書等の作成、提出に係る質問のみとし、評価及び審査に係る質問は一切受けつけない。

(2)提出先

5-(1)-ウに同じ。

(3)提出方法

質問は電子メールまたは FAX によるものとする。なお、質問者は必ず着信したことを確認すること。

(4)受付期間

2023年(令和5年)10月25日から30日までの毎日、9時から17時まで(土曜日及び日曜日を含まない。)。

(5)回答方法

質問に対する回答は、質問を当協会が受理した日から2日以内(土曜日及び日曜日を含まない。)に、電子メールまたは FAX により行うものとする。

7 企画提案書の評価及び審査方法

(1)審査方法

ア 企画提案書の審査は、プロポーザル審査委員会において行うものとする。

イ 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。参加資格適合と判定された者(以下、「資格適合者」という。)に対しては、書面によりその旨を通知する。この審査において非適合と判定された者に対しては、書面によりその旨を通知する。

ウ 企画提案書による内容審査

プロポーザル審査委員会において、企画提案書のプレゼンテーションを経た上で、内容審査を行い、最優秀提案事業者を選定する。

(2) 評価項目及び基準等

評価項目	評価基準	要求水準書 位置づけ	配点	評価点数				
				優	良	可	不可	
運営体制・実績 (20点)	(1) 本事業を円滑に実施するための適切な実施体制、責任者、スタッフ等を確保しているか。さらに、AT ツアー催行実績や能力を有しているか。	1(1)	10点	10	5	2	0	
	(2) 事業目的の達成に向け必要な実績と能力を提案者自体が有しているか。	1(2)	10点	10	5	2	0	
企画 提案 内容	1 企画概要 (10点)	(1) 事業目的を踏まえた実施方針を提示しているか。	2(1)	10点	10	5	2	0
		(2) 提案する事業の構成内容や実施スケジュールが適切か。						
	2 ツアー行程 (15点)	(1) 当協議会が設定するテーマ等を踏まえた上で、海外 AT 関係者に対し、当地区の魅力が十分に伝わり、AT ディスティネーションとしての評価を高めることができるようなツアー行程が提案されているか。	2(2)(ウ)	5点	5	3	1	0
		(2) 本事業終了後の販売が十分に期待されるか。	2(2)(ウ)	10点	10	5	2	0
	3 スループガイドの配置 (10点)	当ツアーの催行にあたり、ツアーの柱となる当地区のストーリーや背景を十分に理解し、被招請者に伝えることが可能な能力を持った人材が提案されているか。	2(2)(エ)	10点	10	5	2	0
	4 意見交換会の実施 (5点)	事業目的の達成のため、当地区にとって有益な意見をもたらすことができるような工夫がなされているか。	2(2)(オ)	5点	5	3	1	0
	5 アンケート等の実施 (10点)	当地区においてAT商品の企画、催行を担う体制を強化するにあたり、必要となる情報が得られるよう、情報収集の手法や、その活用方策について工夫がなされているか。	2(2)(カ)	10点	10	5	2	0
	6 地区におけるリソースの活用 (10点)	本事業後の販売や、そのために必要とされる体制強化に資するなど、当地区にATを定着化させるための工夫がなされているか。	2(2)(キ)	10点	10	5	2	0
7 独自提案 (10点)	事業目的の達成のため、効果的な独自事業の提案がなされているか。	—	10点	10	5	2	0	
価格(10点)	見積金額が提案内容に対して適正であるか	3	10点	10	5	2	0	
合 計			100点	/	/	/	/	

## 8 非適合理由、非特定理由の説明に関する事項

### (1) 非適合理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合と言い、プロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ当該委託業務の内容に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定と言うこととする。

非適合、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面(任意様式)により事務局に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

### (2) 非適合理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

#### ア 提出先

5-(1)-ウに同じ。

#### イ 提出方法

書面(任意様式)によるものとする。

#### ウ 受付期間

説明を求めることができる期間内の土曜日及び日曜日を除く毎日、9時から17時まで。

### (3) 非適合理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して3日以内(土曜日及び日曜日を含まない。)に要求者に対し書面により行う。

## 9 業務委託契約に関する事項

### (1) 見積書徴取の相手方として特定

最優秀提案事業者を審査委員会において選定し、水のカムイ観光圏協議会認定整備事業者である一般社団法人釧路観光コンベンション協会(以下「当協会」という。)の会長はこの選定結果を踏まえ、最も適すると認められる事業者を特定し、その事業者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。なお、事業者の特定結果については、事業者特定結果通知書により通知する。

### (2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、特定者の提案した企画提案書内に記載された見積額の金額とする。

### (3) 業務委託契約内容等

本業務委託契約は、業務委託契約書によるものとする。

### (4) 委託料の支払い

業務委託に関する委託料の支払いについては、原則として一括精算払いとする。ただし、必要のある場合は、当協会と特定者との協議により定めた支払計画に基づき分割払いや前金払

いも可とする。

(5)再委託について

事業の全部を第三者に一括して請け負わせる行為は認めない。技術的問題など合理的な理由がある場合に限り、業務の一部を再委託することは可能であるが、事前に書面にて当協会の承認を得ること。また、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

10 スケジュール(予定)

10月	25日	告示(参加表明書等の受付開始)
10月	31日	参加表明書等提出締切
11月	9日	企画提案書・企画提案概要提出締切
11月	15日	審査委員会
11月	16日	契約

11 事務局

5-(1)-ウに同じ。